

高齢者等緊急通報システム事業 (見守りケータイ)

在宅のひとり暮らし高齢者世帯等に生じる緊急事態に対する不安の軽減を図るとともに、緊急事態に迅速に対応するため、携帯電話型の緊急通報システム機器の貸し出します。

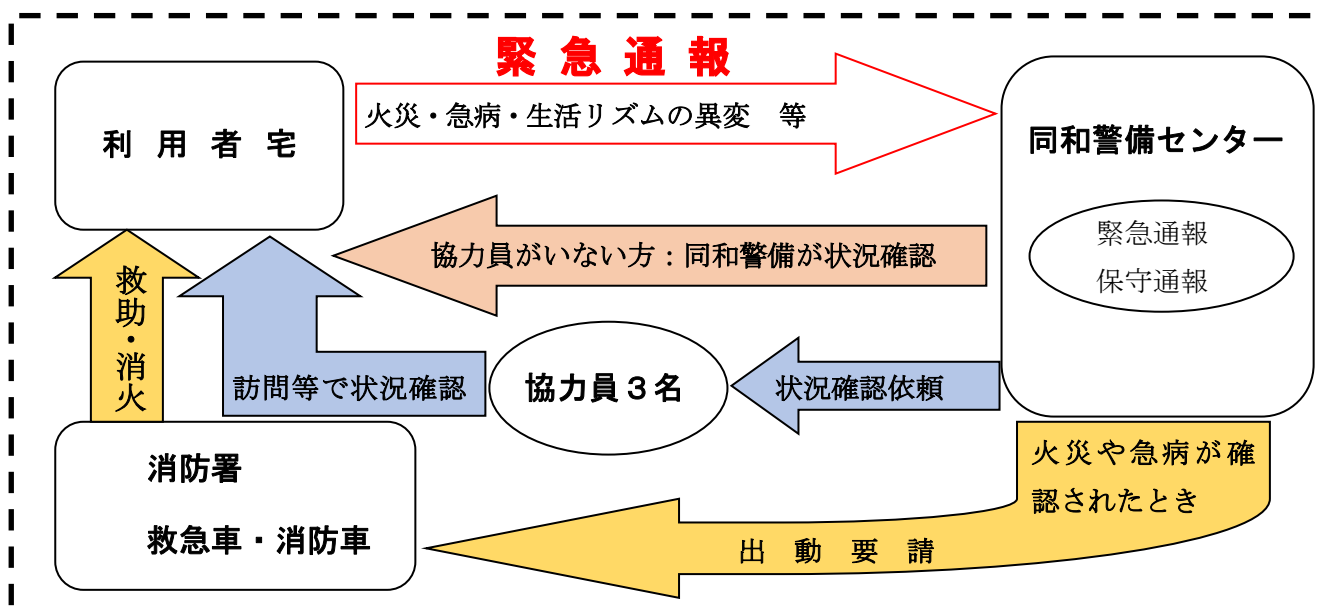
《対象者及び要件》

町内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者又は重度の身体障害者で次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者
- (2) 同一敷地内又は同一建物内に通報できる親族が居住していない者

《システムの利用の仕方》

緊急時に緊急通報システム機器のボタンを押したり、1日に1回、一定の時間帯に特定のボタンを押さないと警備会社へ通報されます。警備会社では通報を受信すると利用者宅へ電話し、電話に出ないなどの異常がある場合、緊急連絡先へ連絡します。



《利用料》

1ヶ月あたり3,795円(税込み)となります。毎月の月末(月末が休日の場合は、月初め)に七十七銀行、仙台銀行、ゆうちょ銀行のいずれかの銀行口座から引き落としとなります。機器の初期登録料は無料です。(故障、破損、修理の要する費用は、利用者負担となります。)

《その他》

協力員がいない場合は、合鍵を警備会社に預けていただきます。

問い合わせ先：

山元町役場地域福祉課介護保険班

電話 0223-37-1113